

SD不服審査申立要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SD制度に関する不服の申出に関する必要な事項を定め、SD制度の公平性、透明性、納得性の確保に資することを目的とする。

(対象)

第2条 対象となる事項は、SD制度において通知された評価結果に関する事項とする。

(評価結果に不服がある場合の手続)

第3条 前条に規定する事項について不服がある被評価者は、評価結果を知った日から30日以内にSD不服審査委員会（以下「委員会」という。）に申し出るものとする。

(面談の機会の付与)

第4条 委員会は前条の規定による申出の内容に応じ、被評価者が一次評価者、領域別評価者、二次評価者、学群長いずれかと面談を行い、評価理由の説明を受ける機会を設けることができる。

2 前項による面談を行った一次評価者、領域別評価者、二次評価者、学群長は、別紙様式1に掲げる面談記録用紙に必要事項を記載し、面談後速やかに委員会に提出しなければならない。

3 前項による面談を行った一次評価者、領域別評価者、二次評価者、学群長が評価を変更するに足る理由があると認めた場合は、教員評価委員会に再評価を提案することができるとしている。

(不服申立等)

第5条 被評価者が前条による面談を受けてもなお不服がある場合は、面談を行った日から14日以内に、また前条の面談を受けることができない場合は、面談を行えないことになった日から14日以内に委員会に対して1回に限り不服申立を行うことができる。

2 前項の面談を受けることができない場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 面談を行うべき評価者が退職している場合
- (2) その他面談を行うことが事実上不可能な場合

3 委員会に対して不服申立を行う教員（以下「申立人」という。）は、別紙様式2に掲げるSD不服申立書に必要事項を記載し、委員会に提出しなければならない。

(所掌事項)

第6条 委員会は、不服申立の日（様式2受理日）から30日以内に審査を行わなければならない。

2 委員会は申立人の意見を聴取するとともに、評価者（一次評価者、領域別評価者、二次評価者、学群長）等から評価の根拠等について説明を受けることができる。

(報告及び対応の決定)

第7条 委員会は、申出の対象となった評価について審査を行い、審査結果について審査開始の日から60日以内にSD委員会、申立人、評価者に対し、別紙様式3に掲げるSD不服審査結果通知書により通知するものとする。なお、やむを得ない事由により、規定する期間内に通知することができない場合は、その期間を延長することができる。この場合において、委員会は、SD委員会、申立人、評価者に対して、延長の理由及び審査

が完了する時期を、遅滞なく、報告しなければならない。

2 上記の審査結果がSD委員会の評価を妥当としないものである場合は、SD委員会はその審査結果を尊重したうえで再評価を行わなければならない。

(組織)

第8条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選によって定める

3 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局長の職にある者

(2) 副学長の職にある者 2名

(3) 現職の本学教員の中から横浜市立大学教員組合が選出した者 1名

(4) 学長が指名する学識経験者等 2名

4 委員会の事務は、事務局（人事部人事課）において処理する。

(任期)

第9条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

3 委員会の審議事項は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決定するところによる。

(会議の非公開)

第11条 委員会は、原則非公開とする。

(その他委員会運営事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員会が定める。

(不利益取扱い)

第13条 教員が不服を申し出たことをもって、評価者等は当該教員に対していかなる不利益な取扱いもしてはならない。

(守秘義務)

第14条 委員会の委員は、職務上知り得た個人の識別につながる情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、不服の申出及び要綱について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。